

平成 2 7 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

教育長	白井正三郎
教育長職務代理者	石井正治
委員	上野操
委員	松原秀成
委員	尾上郁子

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	稲垣達也
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午前 10 時
白 井 教 育 長	ただいまから、平成 27 年第 10 回教育委員会定例会を開催いたします。 傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と尾上委員にお願いします。 続いて日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに第 29 号議案、江戸川区文化財保護審議会新規委員の委嘱についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進 課長	第 29 号議案、江戸川区文化財保護審議会新規委員の委嘱についてでございます。資料をごらんいただければと思いますが、平成 26 年、27 年度の文化財保護審議会委員の委嘱についてということでございます。 この第 10 回教育委員会に江戸川区文化財保護条例第 26 条、27 条の規定により、下記のとおり議案として提出しますというものでございます。なお、教育委員会議決後は、同年 6 月 15 日に委嘱をさせていただきますというものです。氏名でございますが、野尻かおる。専門分野は民俗文化財、現職としまして、荒川区立荒川ふるさと文化館の館長で、学芸員でございます。条例によりまして、任期につきましては在任の期間、今の 27 年度までということでございまして、27 年 6 月 15 日から平成 28 年 4 月 30 日まででございます。 裏面に、現在の委員名簿をつけさせていただきました。この 12 番目にございます野尻かおるさんでございます。議案につきまして、以上でございます。
教 育 長	今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
石 井 委 員	年度のことはなんですけれども、26、27 年度の審議会委員の委嘱というのは間違いはないのでしょうか。というのは、任期が 27 年 6 月 15 日から

	始まりますので、２６年度というのはちょっと、と思いますが。
教育推進課長	文化財保護審議会につきましては、２年度にわたっての委嘱をお願いする会ということでの設置になってございます。２６年度、２７年度の、今２年間の文化財保護審議会がスタートはしておりますが、当初から民俗文化財に関して、当初予定していた委員さんをご辞退をされたということがございまして、今、実は民俗文化財につきましては２名の委員さんしかいらっしゃらないということでございます。後任をずっと探してはあったのですが、ここでやっと決まったということございまして、残りの２６年、２７年度の２年間の残りの期間をお願いをするというものでございます。
教 育 長	２年間、２６年度、２７年度だったけれども、２６年度は残念ながらいなかったということになるのですね。 他にございますでしょうか。
尾 上 委 員	失礼ですが、この野尻かおるさんは、男性ですか女性ですか。
教育推進課長	女性の方です。
松 原 委 員	荒川ふるさと文化館という所在地といたしますか、どの辺でしょうか。
教育推進課長	南千住六丁目というところでございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 では、他になれば、第２９号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定させていただきます。 次に、第３０号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第３０号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてでございます。資料といたしまして、この文化財保護審議会に対する教育委員会からの諮問の

案というものをつけさせていただいております。この文化財の登録指定、また解除等につきましては、審議会の条例によりまして、教育委員会は、あらかじめ審議会に諮問をしなければならないということで規定をされているのであります。文化財保護審議会では、２年度にわたってご審議いただいておりますが、初年度については、こうした調査を行いながら、文化財の新たな指定、登録、それから解除等につきまして１年間、その調査を行ってまいりました。この２年目になります２７年度の今回の審議会で、その調査をした結果を教育委員会に審議として挙げてきたものです。これを教育委員会から、また文化財保護審議会に対して諮問をしていただきまして、この１年をかけて、さらに調査を行い、年内には調査を行った上で２７年度末には答申という形で進めるものでございます。

今回の諮問案につきまして、ご説明をさせていただきます。裏面をごらんいただきます。別紙として、第１号議案から第５号議案までの指定登録についての案件でございます。

第１号の議案としまして、銅像誕生釈迦仏立像であります。別紙で写真をおつけしてございます。１枚目でございますが、こちらの立像であります。資料の左側に説明を書かせていただいておりますが、現在、江戸川区東葛西一丁目の称専寺で所有している物であります。全国的に作例の少ない室町期の銅像釈迦誕生仏であり、清涼寺式の頭部を持つ点でも希少ですということでもあります。清涼寺式といいますのは、頭の部分の写真で少しご確認できますでしょうか、渦のようになっている、これが清涼寺式の仏ということでございます。こうしたことから室町期ということでございまして、大変に貴重であるという物でございます。

第２号議案でございます。厨子入木造観音像でございます。まず、写真の２枚目をごらんいただきたいと思います。こちらに写真が６点ございます。まず、厨子入といいますのが左側の建物をつくった物、これが厨子という物で、まず、この厨子自体が貴重な物であるというものと、それから右側のページで観音菩薩の仏像、これが２点目。右側勢至菩薩の座像。そして、左の下にございます地藏菩薩立像が写真に載っておりますが、これは調査した結果、新しい物というふうにわかりましたので、今回は除いてございます。右側の舍利容器、それから宝塔、これについて、この厨子の中に、これはおさめられていたという物でありまして、こちらの理由の中にもございます東葛西一丁目の称専寺に所蔵されている物で、厨子自体が前後に部屋を分けた特異な厨子という物でございます。そこで室町期の白檀の二菩薩像を中心とする際立った形式が貴重な作品ですという物で、今回、挙げてございます。

	続きまして、3号議案であります。組紐です。こちらにつきましては、この説明文、写真でも3枚目にございます組紐、奥田祿郎氏でございます。この理由のところにございます明治時代に羽織紐として発展した組紐は、絹糸を高度に細工する精密な工芸です。時代とともに需要が激減していました。奥田祿郎氏は、その技量を継承するとともに、地域の職人の元締めとして、斯界の発展に尽くしてきましたというものでございます。これが理由でございます。登録文化財指定として、これから案件として挙げさせていただいたものであります。 続いて第4号議案、組子建具であります。こちらの諮問の理由でございますが、保持者として山川英夫氏。日本の建具の一分野として発展してきた組子、現在も欄干や障子に使われていますが、家屋の環境の変化によって需要も少なくなっておりまして、とは言え貴重な技術となっています。山川英夫さんは建具職人として高度な技量を持ち、組子にも精通して、制作だけでなく、修復や復元にも力を注ぎ、その技術の保全に努めているというものでございます。写真も、そちらにお示しさせていただきました。こういった細工をなされているということです。 続いて、第5号議案であります。下鎌田の富士講でございます。その理由に書いてございます割菱八行講ということで、旧の下鎌田地区で所在をしている物です。区内に富士塚も多く現存し、そのほとんどで講の活動が消滅していく中にありまして、現在も富士講の活動を継承する唯一の団体であり、希少であるということが理由でございます。写真にお示ししてございます第5号議案の下鎌田の富士講として、このように継続をされている団体ということで、今回、指定の議案にある方であります。 以上、5点につきまして、文化財保護審議会に対する調査についての諮問が、今回の案でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	今、教育推進課長から、先ほど第29号議案で出た文化財保護審議会委員さんのほうに、この5点について登録及び指定についての諮問をするということの議案がございましたが、このことにつきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。
石 井 委 員	1番、2番の称専寺について、まずお伺いしたいのですが、称専寺そのものは、室町期からあるようなお寺さんなのですか。
教育推進課長	称専寺の開祖が、こちらでは、すみません、確認をしてございません。改

	めて確認をした上で、またご報告をさせていただきます。
尾 上 委 員	3号、4号議案というのは組紐とか組子の建具ということで、人がつくり上げていくという、そういう伝統的なものだと思うのですが、こういう方々の後継というのでしょうか、他の物が昔に建てられたもので、少し難しいものだと思いますけども、こういう流れというのは、どんなふうになっているかわかれば教えてください。
教育推進課長	先日の教育委員会でも、この技術の保持者の方がお亡くなりになって、その指定登録の解除といったことはございました。やはり後継の方が少ないというのは、確かにございます。 といいますのは、なりわいとしておやりになっているわけでもございまして、なかなかそういう点では、後継の方がいらっしゃる方のほうが少ないというのが実情でございます。
松 原 委 員	5番目の富士講の件なのですが、これは富士山のあれですよ。かなり前に少しテレビを偶然見ていて、富士講が全国からかなり減っているというのをやっていたのですが、区内にこういったのが、僕も初めて知ったのですが、具体的にもうちょっと教えてほしいのですが、何人ぐらい所属していて、実際に富士山のほうに参るというのは、例えば1年に1回とか、そういったことをやっていらしたのか、もしわかれれば。
教育推進課長	この会に所属されている方々は、かつては100名ほどの方々がいらっしゃったということなんですけれども、今現在は大分少なくなっているということは聞いておりますが、実は、この下鎌田の富士講につきましては、以前から我々も承知しておりました。案件に挙がったこともあったのですが、実は、その当時の先代の代表の方が登録指定について拒否をされていたということがございます。代表の方が変わってきたところで、またお話をした上で、今回は登録指定にということでお受けになるということでございます。区内には富士塚は多くあるのですが、講をやられている方というのは、そんなにないということで、今回初めて。
上 野 委 員	今の続きですが、これは、以前は拒否されていたというのですが、どういう理由なんだかわかるのですか。

教育推進課長	こちらに登録指定ということになりますと、本来守っていただくということをお願いするわけでございまして、時には公開をしていただくようなこともお願いをするわけです。そこに伺って、見させていただくというのも含めて、文化財についてはそういうものでございます。一方で奨励していくため、保存していくための奨励金等も支給しておりますが、特にそうした申し出もお受けにならないというようなことで、先代の方は、これには申し込まないという意思表示をされていたということは、確認しています。 ですので、メリット・デメリットといったらおかしいのですけども、そこまでお求めにはなかったという。
上 野 委 員	信仰上ではなくて、拘束されるのが嫌だということだったのでしょうか。
教育推進課長	ご息が、今おやりになっていきますけども、その方が、今回はお受けになるということでございました。
教 育 長	お話を聞くと、拘束されるというのが、どうしても公開したりというお話がありましたが、そういうようなところで。信仰上の問題ではなかったというふうに聞いておりますが。
教育推進課長	言葉が足りなかったかもしれません。他に講とかいうものは区内にございます。そこで登録指定をしている講は、あります。そのときにも、我々のほうが調査という形で順番に回らせていただいて、どういう活動をされているか、もちろん確認をさせていただくということがございます。順番に回っておりますので、大体1年や2年の間には、この民俗文化財についても回っているということでお話を伺いながら、継続しているかどうかという調査もさせていただいております。
上 野 委 員	2号議案なのですが、写真を見ながら思うのですが、厨子入木造観音勢至菩薩というのは、最初の厨子の中におさめられている菩薩像でしょう、右のほうにあるのは、あと二つありますね、観音菩薩と勢至菩薩。これは厨子の中に入っているのとは違うのですね。
教育推進課長	説明が足りませんでした、この厨子の中にみんな入っている物です。ここに出ているもの、全て。

上 野 委 員	これだけの物を今までは、どういう扱いだったのですか、厨子に何の扱いもなかったのですか。
教育推進課長	実は23年、24年に文化財係で仏像等の調査を集中的に行いました。その中で仏像の写真集も報告書として24年、25年に出しておりますが、その調査の中で挙がってきた案件になります。 ですので、我々は調査をやっていますが、そういう調査の中から初めて見つかるというものでございまして、その保持者の方から申し出があったときには、また調査に伺わせていただきますけれども、なかなかそちらからの申し出というのが少ないというのが実情でございます。
尾 上 委 員	先ほど地蔵菩薩立像は時代が違った、新しくてというお話がありました。この仏像も、この厨子の中には入っていたということですか、入っているのですか。
教育推進課長	その中に入っている物です。
尾 上 委 員	他にも入っているのですか。
教育推進課長	入っていたのは、これだけです。その上で個々の年代がわかったので、それだけが江戸期ということでございます。これは審議会委員が調査をした上で、これは除くという結果が出ました。
上 野 委 員	これは一応文化財ですから、専門的な知識が必要なんでしょうけども、これを委員会では、あくまでも審議会のほうへ諮問する。審議会の方々が、その専門家だと。
教 育 長	そういうことです。答申をいただくという、諮問していいですかという調査をしたので、こういうことが出てきました。
上 野 委 員	そういう意味では、安心ですね。 3号、4号ですけども、保持者が写真を拝見しますと男性であることはわかるのですが、お年は書かないものなのですか。
教育推進課長	お年については表記、それから登録についても必要としてない形で、出し

教 育 長	ておりません。 よろしいでしょうか。 それでは、他になければ、第 3 0 号議案は原案のとおり決定して、文化財保護審議会のほうに諮問したいと思います。よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	では、原案のとおり決定させていただきます。 次に、第 3 1 号議案、江戸川区登録文化財の保持団体認定解除及び登録解除についてを議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第 3 1 号議案、江戸川区登録文化財の保持団体認定解除及び登録解除についてでございます。資料をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても教育委員会から文化財保護審議会への諮問ということでございます。そちらに案文をおつけしてございます。 その 1 点目でございます。裏面をごらんいただければと思います。別紙 1 といたしまして 1 点目、文化財の名称、大杉の念仏講でございます。この団体につきましては、平成 6 年 2 月 2 2 日付で登録無形民俗文化財風俗慣習に登録をしたものであります。旧西一之江村の大杉地区に伝承されている念仏講で、「大杉講中」と刻まれた安永 6 年、1 7 7 7 年の伏鉦を伝えてきています。毎月 1 日、1 5 日が地蔵講、2 1 日が大使講、地蔵尊はもと円福寺持ちで、講員も全員円福寺檀家でありました。伝承地は、旧西一之江村の大杉地区。保持団体としての代表は、そちらに記載させていただいております。 今回、その認定の解除の理由といたしましては、活動を休止し、今後、継続が困難となり、解散したためというものであります。保持団体からは、解散届が 2 7 年 4 月 2 8 日付で提出をされております。 また、登録も合わせて解除ということでございます。この大杉の念仏講につきましては、この団体が唯一の保持団体ということで認定を受けておりましたけれども、この団体自体の、その認定も合わせて解除をするというものでございます。これが 1 点目でございます。 2 点目、別紙 2 のほうでございます。文化財の名称、椿の庚申講であります。こちらの概要につきましては、昭和 6 1 年 2 月 2 1 日に登録無形民俗文化財風俗慣習に登録をしたものです。庚申信仰に基づく庚申待の習俗、毎月 1 回講を開いて、庚申待の行事を行っています。以前は庚申の日に行ったが、

教 育 長	講中の家を輪番で決め、その家の都合のよい日に庚申待の行事を行いますと いうことで行われてきたものです。庚申さまの御掛図、青面金剛画像の掛け 軸をかけて祭壇を設けて、その前で青面金剛の真言を唱えたと、その後に会 食をするというような内容です。伝承地は椿地区、保持団体が椿の庚申講。 そちらが代表者でございます。 今回の保存団体の認定の解除の理由でございますが、講員が減り、高齢で 負担が大きくなり、活動が困難となり、解散をしたためということで、平成 27年4月22日付で保持団体の解散の届け出をお受けしております。 それから、登録の解除の理由ということでございますが、唯一の保持団体 の認定が解除されたため、この登録自体も解除をしますということでござい ます。 3点目、葛西大師まいりです。これは昭和60年3月20日に、同じく登 録無形民俗文化財風俗慣習に登録をしたものです。葛西大師まいりは、弘法 大師、四国八十八カ所霊場を原型とする行事として行っております。葛西地 区に八十八カ所の霊場を地域ぐるみで巡拝する行事でございます。これには 5地区に分かれて行っておりまして、この雷地区以外にも、長島・桑川地区、 船堀・宇喜田・小島地区、仲町地区、新田地区の五つの地区があります。講 を組織して地域の連帯を図り、地元の霊場を生かして、その地縁性を維持し ています。 また、服装や踊りの習俗も保存されておりまして、民俗信仰として地域連 帯の一形態を伝える収蔵ですというものです。伝承地は雷地区で、保持団体 は葛西大師講雷組の、こちらが代表です。 今回の保存団体の認定解除の理由ですけれども、講員及び講活動の実態の 消滅ということで、27年5月14日付で、保持団体の解散の届け出が出さ れたものであります。 ただいま説明いただきました。 これについてのご質問、ご意見の前に、先ほど議案でございましたが、職 務代理のほうから称専寺のでき上がった時期でございましたが、ちょっとそ れについて報告させていただきますが、永禄5年、1562年、室町時代の 後期にでき上がっております。清教大和尚、この方は元龜3年に亡くなられ ているのでございますが、この方がつくられたということでございますので、 やはり室町時代の後期につくって、先ほどの釈迦仏像等があるというふう にお考えいただいてよろしいかと思えます。少しご報告をさせていただきます。 それでは第31号議案、ただいま説明いただきましたが、それにつきまし
-------	---

	てご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	3 番目なんですが、葛西地区の八十八カ所霊場というのは、実際に八十八カ所あるということですか。
教育推進課長	はい、ございます。
石 井 委 員	それは、どこかで調べればわかりますでしょうか。
教育推進課長	後ほど資料、冊子になってございます。そこでも紹介されておりますので。
教 育 長	後ほどお配りさせていただきます。
松 原 委 員	1 ページ目の別紙 1 と 2 については、認定解除及び登録解除ということなんですけれども、3 のほうは認定解除で、登録は解除でないということでしょうか。
教育推進課長	3 点目につきましては、先ほども申し上げました、五つの地域で、それぞれ葛西大師まいりというものをやっております。他の地域については、継続してございまして、今回は雷地区だけの、その団体の解除ということでございますので、葛西大師まいり自体の文化財としての登録は引き続きあるということになります。他の 2 件につきましては、この方たちだけが保持をしている団体ということでございますので、この団体の消滅と同時に、こちらの登録についても抹消するという、そういうことでございます。
松 原 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	そうすると葛西大師まいりというのは、ここに書いてあるとおりなのですが、葛西地区八十八カ所の霊場を地域ぐるみで巡拝する行事で、5 地区に分かれていて、この 5 地区、長島・桑川地区、船堀・宇喜田・小島地区、仲町地区、新田があって、今回は、その中のどこがなくなるのでしたっけ。
教育推進課長	雷地区です。
教 育 長	雷地区以外の、あとの 4 カ所は、あるということですね。

教育推進課長	ちなみに他の4地区につきましては、新田地区だけが平成6年に登録となりましたけれども、それ以外の4団体につきましては、昭和60年3月12日に同時に登録をしているという経過がございます。
教 育 長	ということでございます。 他にご質問、ご意見。
尾 上 委 員	前の2件ですけれども、登録解除ということで団体が、結局活動が、講員さんの年齢が年配になって、活動自体ができなくなるということがほとんどの理由ですよね。そうなりますと、今後の文化財、こういう講とか、そういうところというのは、だんだんできてくるというか、なってくるというのでしょうか、そういう方向性だと思うのですが、その辺に対しては、どのように。
教育推進課長	我々としては文化財の保護という観点で、そういった継承していただけるようなことでのご支援になるかどうか、そういった登録をしている団体には奨励金と、そういった形でのご支援はしておりますけれども、何といたっても後継といえますか、だんだん同じメンバーさんがおやりになっていて、高齢化が進んでいくということで広がりが少ない。 特に、2点目でございますけれども、椿の庚申講でございますが、この文面にも書かせていただきました、各家が輪番で会場としてやるということで当初はおやりになっていたということですが、それも負担になったということもありまして、今では代表者の方のご自宅だけでやっていたということなんですけれども、終わった後に会食ということで、それも、やはり負担の一つだということで聞いております。真言を唱えた後、皆さんで会食をされるということで、その会食も含めての講だということで、長々やっていると、それが負担になってきたというようなことで、今回、申し出ていただいております。 ですので、なかなか新しい方にお入りいただくというのは難しいのかなということでございます。
尾 上 委 員	ありがとうございます。
石 井 委 員	少し不勉強なので教えてほしいのですが、1番目の伏鉦。まず、これ私読

	めなかったのですが、それはそれとして、伏鉦というのは、どういうものなのですか。
教育推進課長	金属の何というのでしょうか、仏壇に供えて、こういう真言を唱えるようなそういうものです。それをたたきながら唱えるということです。
教 育 長	大きさとかは、わかりますか。
教育推進課長	写真がございます。正面の台に乗せられている物であります。右手側に。実際のおやりになっているところを撮らせていただいて。
上 野 委 員	小さい物ですね。
教 育 長	他にございますでしょうか、よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第 3 1 号議案は原案のとおり決定させていただきます。 次に、第 3 2 号議案、平成 2 7 年度学校評議員の委嘱についてを議題とします。指導室長のほうから説明をお願いします。
稲垣指導室長	第 3 2 号議案、平成 2 7 年度学校評議員の委嘱についてでございます。別紙 A 4 横判の物があるかと思うのですが、こちらが一覧でございます。数年間の変遷につきましては、1 番の学校評議員数の変遷ということで、学校評議員数と 1 校当たり平均の人数を出しました。平成 2 7 年度につきましては、学校評議員 1 校当たり平均しますと、小学校が 6 . 7 人、中学校も 6 . 7 人、幼稚園が 5 . 3 人というふうになります。 学校評議員の内訳でございますが、町会長、自治会長さんと青少年委員、あるいは校医さん、現と旧の P T A、それから保護司、その他学校関係者ということで、内訳になっております。この中で、おおむね新規に学校長から推薦いただいている方が 1 割程度、残りが継続ということになっております。
教 育 長	今の第 3 2 号議案の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

石 井 委 員	学校評議員につきましては、私の記憶が正しければ、昨年度は、こういう方に委嘱するのですというような一覧表をいただいたように記憶しているのですが。
指 導 室 長	まだ、この時期が全部の方が、例えば町会長に依頼したりとか推薦したりとか自治会長に推選したいとか、おおむね数字のとおり決まっておりますが、その他の学校関係者その他等を含めて、まだ個人が確定していない段階になっておりますので、おおむね、このような一覧はできておりますが、まだご用意させていただきませんでした。
教 育 長	6月にご案内のとおり、町会長の改選があつたり、総会があるところが多くございまして、町会長にお願いしてある。そうすると、名簿がかわってしまうということ、4月1日付にはなるのですが、確定してからということですね。
指 導 室 長	どのような方というのは、役職としてはおおむね決まっているところなのですが、個人が決まっていない段階です。
教 育 長	今日はちょっとそういう形で、確定名簿が出せないで、今日は出さなかったということで、お配りしなかったということでございます。
尾 上 委 員	少しお尋ねしていいですか、この評議員の役職内訳というのは十幾つか書いてありますけれども、この中で平均的に6.7人という状況が小学校で出ておりますが、必ず、この方には入っていただきますという、そういうものはあるのですか、役職的に。
指 導 室 長	特に、例えば必ず町会長入れてくださいとか、という規定はございません。
尾 上 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	その他にございますでしょうか。
松 原 委 員	校医さんのところ、ちょっと注目して見ているのですけれども、小学校のほうは例年10年以上というか全校でいらっしゃるのですけど、中学校のほうは非常に少ない状況なんですけど。かつて亡くなられた早川委員さんが医

	師会長のときに、ちょうどいじめ問題とか何でしょう、そのときに学校医さんの、そういう何というのですか、評議員って、まだなかったのですが、かなり前ですけどございまして、できれば校医さん、歯科医さんも含めて、児童虐待等も含めまして、増やしていったほうが、入っていただいたほうがいいのではないかなという意見なのですけど。
教 育 長	それは、特にお答えはいいですね。ご意見として。
指 導 室 長	別の機会もございます。学校保健委員会は開催されておりますので、さまざまな内科医、歯科医含めて、校医さんのご意見聞く場は、ある程度担保されているかなと。
教 育 長	他にございますでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、名簿のほうは確定してからということでございます。 それでは他になければ、このとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	次に、第３３号議案、日本学校体育研究連合会研究指定・研究発表「健康な心と体を育てる運動遊び」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
指 導 室 長	第３３号議案、日本学校体育研究連合会研究指定・研究発表「健康な心と体を育てる運動遊び」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。 １枚おめくりいただいて、申請書がございます。申請団体が、公益財団法人日本学校体育研究連合会でございます。事業の目的といたしましては、足育の研究を通して幼児期の運動遊び並びに足育の重要性について、全国に発信するというものでございます。場所が、江戸川区立船堀幼稚園。日にちが今年度、１１月１９日でございます。船堀幼稚園で行います。規模につきま

	しては、全国の足育に関心のある幼稚園・小学校にかかわる教職員でございます。もちろん江戸川区内の幼稚園、私立幼稚園の関係者も含めて対象としております。経費の徴収については、ございません。
教 育 長	それでは今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等々ございますでしょうか。
石 井 委 員	予算書についてなのですが、講師謝礼 10 万円となって、3 回となっているのですが、3 回、これはどういうふうにやられるのでしょうか。
指 導 室 長	発表会で 3 回ということではなくて、年間を通して研究していく中で、この講師の方に 3 回ということだろうと思います。講師謝礼が 3 回、研究費用、運動遊具等含めて、全体の研究にかかわる 1 年間の支出の項目が書かれております
石 井 委 員	ですけれど、予算書を出されるというのは、この申請に対して出されるべきものではないでしょうか。
指 導 室 長	おっしゃるとおりだと思います。こちらの予算書は、この申請に対する予算書ではなくて、この研究そのものの予算書でございます。誤解を招くような。
教 育 長	指導室長、この申請書の裏面に企画書がございますが、これ自体は、この行事の、27 年 11 月 19 日の行事についての企画書というふうに読めばいいわけですね。
指 導 室 長	こちら、今年度の研究そのものの企画書が出てございます。その一番最後に、この企画書の一番下にあるように、最後のまとめとして、このような企画、テーマ、狙い、方法があって、最後に研究発表会がある一連の流れになっておりますので、研究会そのものの企画書ではなくて、1 年間、どうやって研究するかということの企画書として、つけさせていただきました。
教 育 長	そうすると研究して、並びに研究発表についての後援名義と考えていいのでしょうか。

指 導 室 長	おっしゃるとおりでございます。
上 野 委 員	1枚目の事業目的は、足育の重要性について全国に発信すると、全国ですね、発信先は。実施する会場は、船堀幼稚園。事業規模、対象範囲というところも、全国の足育に関心のある幼稚園・小学校云々ですよね。これは今回、船堀幼稚園でやるというのは、いわゆる、この申請団体の全国大会みたいなものなのですか、それとも、これは各地区で、こういうことをおののやっているということなのですか。
指 導 室 長	わかりやすく言うと、全国大会のようなものです。
上 野 委 員	過去、この団体の、こういう事業というのは、こういうことはあったのですか。
指 導 室 長	今回、江戸川区内の幼稚園で実施するということで、江戸川区教育委員会の後援名義の申請があったということです。
上 野 委 員	江戸川区で、この団体がやる行事というのは初めてですか、過去にあったのですか。
指 導 室 長	今聞いている範囲では、初めてです。
尾 上 委 員	昨年でしたか、福井先生が船堀幼稚園の会場で、園長先生ということもあって、幼稚園の主催の何か、そういう大きな全国大会があったことと共通しているのですが、一応、福井先生を中心ということで、船堀になったのかなと思うのですが。2枚目の案というところにも公開保育、全体会、講演という形で3部構成になっていて、最初の公開保育というのは、子どもさんと一緒にボールなんかで一緒に運動するというような形で、そこに参加するのは船堀幼稚園の園児が参加するという形での、ということでよろしいのでしょうか。
指 導 室 長	園児は、船堀幼稚園の子どもたち。
尾 上 委 員	江戸川区は、私立の幼稚園が非常にたくさんありますよね、公立が3園ですか。この連携というのでしょうか、子どもたちの発育というふうにします

	と、私学との連携というのは非常にしっかりとしないと、参加とか、そういう部分の中で、私は少し子どもたちの発達というのを考えると、体力とか、どうなのかなと思っているのです。 その辺は、私立の幼稚園と公立の幼稚園の連携というのは、どういう形で行われているのかなと、少し前から気になっている点ではあるのですか、わかれば教えてください。
指 導 室 長	この研究発表会につきましては、いろいろな形で周知をして、公立の幼稚園だけではなくて、私立の幼稚園含めてご案内を出すところでございます。
松 原 委 員	最後のページを見させていただいたのですが、幅広く足育という観点でやっていらっしゃるのだらうなというふうに思っています、大変いいのではないかなと思っています。
尾 上 委 員	参加人数の目標というか、大体何人くらい予定をされての事業なのでしょう。
指 導 室 長	一応、前々回１３０人参加があったということでございまして、今回も１２０人から１３０人くらいを見込んでいます。
教 育 長	前々回は、どこでしたか。つまり、江戸川区ではないですね。
指 導 室 長	江戸川区ではありませんが、東京都というふうに書かれています。
教 育 長	よろしいでしょうか。この件については、初めての後援名義ということでしたので、議案として出させていただきました。 では、他にご質問、ご意見等がなければ、第３３号議案は原案のとおり決定させていただきたいと思います。 次に、第３４号議案、学校施設環境改善交付金にかかる施設整備計画の事後評価報告についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
佐藤学校施設 担当課長	第３４号議案、学校施設整備計画の事後評価計画についてでございます。学校の施設整備につきましては、国の学校施設環境改善交付金をいただいて、実施しているところであります。その交付金をいただく要件としまして、施

設整備計画を作成した上で、それに基づいて行うということが定められています。

その計画年度が終わった後に、その整備計画の事後評価を行うと同時に、それを公表して、最終的に東京都の教育委員会を経由しまして、国に報告するという流れになっています。

まず、5ページのほうをごらんいただければと思いますけれども、施設整備計画の詳細の部分になっております。こちらの計画期間としまして、平成25年度から平成26年度、2カ年度の計画を定めさせていただいているところであります。これに基づきまして、施設の整備を行ってきたところであります。今回、平成25年度、26年度の施設整備計画の事後評価シートを作成して、おつけさせていただいております。

2ページ目に戻っていただければと思います。施設整備計画ですけれども、整理区分大きく分けまして、 から までございます。 が地震、津波等の災害に備えるための整備、 が防犯対策などの安全性の確保を図る整備、 が教育環境の質的な向上を図る整備、 が施設の特性に配慮した教育環境の実施を図る整備と、この四つに分類された計画となっています。

まず、 の地震、津波等の災害に備えるための整備ということでございますけれども、こちらのほう達成状況であります。計画したが、一部実施できなかったという評価になっております。

所見のところをごらんいただければと思うのですが、学校の老朽化対策としまして、平成23年度から始まりました本区の改築事業についてであります。第二葛西小学校については平成25年度、船堀小学校、春江小学校、松江第五中学校については平成26年度に校舎、屋内運動場の改修工事が終了したところであります。平成27年度から第三松江小学校、篠崎第三小学校の改築事業を聞き続き行う予定であります。

耐震補強工事につきましては、平成7、8年に実施しました耐震診断の結果を踏まえて、耐震補強工事が必要とされた建物について、計画的に工事を実施しております。平成22年度に一通り終了しております。さらなる耐震性の確保を図るために、平成3年基準の耐震診断より前に耐震補強工事を実施した建物を対象に再診断を行いまして、耐震強化が必要な、これは主に屋内運動場になるのですが、屋内運動場の8校について工事を実施してきたところであります。さらなる耐震化については平成27年度、今年度までに実施する予定であります。

主に屋内運動場の部分でありますけれども、壁がコンクリートブロック、こういった物について、地震が発生した際に崩壊する可能性があるために、

これを除去して解消を行うという工事であります。また、屋内運動場のつり天井も落下防止のため、つり天井の撤去・改修工事を行っております。

なお、小岩第五中学校でも同様の工事を予定しておったところなのですが、契約の不調がありまして、工期内に履行が難しいため、事業年度を延期しております。この工事につきましては平成27年度、今年度を実施する予定であります。 は、以上であります。

続きまして、 の防犯対策など、安全性の確保を図る整備という項目でありますけれども、こちらの達成状況は計画どおり実施できたところであります。こちら7校で、校舎内の防火戸及び避難経路について、建築基準法に適合している工事になりますけれども、こちらのほうが完了したところであります。他にも同様の建物があるというところもありまして、これについて優先順位の高い建物から順次計画的に改修を行っているところであります。施設面の安全を確保するという予定でございます。

続きまして、 の教育環境の質的な向上を図る整備でありますけれども、達成状況としましては、計画したが、一部実施できなかったという評価をさせていただいております。

所見でありますけれども、本区では学校数が多いことから、おおむね30年経過したトイレを対象に改修工事を定期的に進めてきております。平成25年度から平成26年度までの間になりますけれども、17校の小・中学校で改修を実施してきております。南葛西第三小学校については、事業計画が変更になったために、平成26年度から平成27年度に変更したというところがあります。こちらの事業につきましては、平成27年度以降も順次、計画的に推進していく予定であります。

また、改築4校では改築事業に合わせて太陽光発電設備、こちらの設備の設置を行っております。この設備は環境問題に配慮しましたエコ指数の一環でもありますので、また学校施設、災害時、避難所施設になるということもありますので、必要な設備と考えております。今後も改築に合わせて、こちらについては整備を進めていく予定でございます。

最後の でありますけれども、施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備ということでありますけれども、これにつきましては、達成状況としては計画どおり実施できたというふうにさせていただいております。

所見の欄でありますけれども、水泳プール事業、単独行調理室事業、こちらになりますけれども、学校の全面改築の一環として船堀小学校、第二葛西小学校は平成24年度から平成25年度に、春江小学校、松江第五中学校については平成25年度から26年度に整備を行ったところであります。松江第五中学校に

	については、武道場の新設も行っていくというところでございます。 事後評価の２番になりますけれども、事業評価の時期であります、本日、教育委員の皆さんに、こちらの事後評価のほうをお諮りさせていただきまして、その後に本区のホームページのほうで公表してまいりたいと考えております。あわせて国のほう、文部科学省のほうにも東京都を經由しまして、こちらの事後評価シートという形で報告のほうをさせていただきたいと思っております。 事後評価の総合所見及び今後の施設整備計画の反映等ではありますが、本区では区立小学校、中学校１０６校のうち、３分の２に当たる約７０校は平成３８年度までに築５０年以上になるということでもあります。そのため、老朽化に伴う改築事業を計画的に進めていくというところでもあります。改築事業にあわせた単独調理場、水泳プール、太陽光発電設備等の事業も効率的に進めて来ているところでもあります。 また、耐震補強工事につきましては、平成２２年度で現行終了しておりますが、震災時に地域住民の方の避難所になるということからも、さらなる耐震性の確保に努めていくところでもあります。平成３年基準の耐震診断より前に耐震補強工事を実施した建物について再診断を行いまして、耐震性の強化が必要な建物につきましては平成２７年度、今年度までに耐震強化工事を実施し、完了させていく予定で進められていくものであります。 既存学校施設につきましても、生徒児童の安全・安心を第一に考えまして、必要な大規模改修事業を計画的に、今後も進めていく予定であります。第３４号議案については、以上であります。
教 育 長	今、学校施設担当課長から第３４号議案、説明ありましたが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
松 原 委 員	松江小学校が表記されていないのですが、それを伺いたいということ。 評価のところ、計画したが一部できなかったという根拠なんですけども、所見の欄の、例えば の場合ですと、一番最後のところの工期内に履行ができないためという、２７年度ということを書いてある、そういったことで一部できなかったという解釈でいいのでしょうか。
学校施設担当 課長	松江小学校でありますけども、これは計画的に一つ前の、２年前の計画の中に入ってきております。二十三、四年度の計画で報告させていただいているので、２５年度と２６年度の計画ということですので、松江小学校のそこ

	ろは入ってきていないと。 の分でありますけども、計画については、ほぼ実施はできているのですけども、この表のつくりの前に、実施できてないと、一部実施できなかったということになってしまうものですから、契約の関係で申し上げますと、こちらの所見にも入っておりますが、松江五中のほう、契約の不調になりまして、時期等も学校とも調節していただいたのですが、なかなか折り合いが合わなくて、やむなくこんなように工事のほうはさせていただいたということであります。 27年度の松江五中の工事については、契約のほうも、今進められております。
石 井 委 員	平成3年基準の耐震診断によって耐震補強工事を実施した建物というのは、実際にはどのくらいあるのでしょうか。
教 育 長	1の の5行目の話ですね。
学校施設担当 課長	そちらの建物については26校、対象となっております。こちらの物も計画的に、今までやってきたところでありまして、平成23年度から、こちらのほうを対象に工事を進めてきておりまして、今年度27年度で全て完了する予定だということでございます。
上 野 委 員	2ページの所見の中に、下から3行目、さらなる耐震化については平成27年度まで実施する予定であると書かれています。今度は4ページの下で囲まれているところは再診断を行い、耐震性の強化が必要な建物について平成27年度までに耐震強化工事を実施し、完了させる予定であると。ここには完了と書いてあるのだけど、両方同じなのでしょう。 だったら、前のほうも完了という言葉、入らないですか。
学校施設担当 課長	27年度に実施しまして完了する予定でありますので、 のほうも同じということでございますので、 の表現のほうを、 と合わせて完了する予定ですということで変えさせていただければと。
教 育 長	では、そちらを直させていただきます。よろしいでしょうか。 それでは意見いただいた、直すところもでございます。その直しをもといたしまして、決定させていただいてよろしいでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第３４号議案は決定させていただきます。 次に、教育関係事務報告に入らせていただきます。 はじめに、児童（生徒）数・学級数についての報告をさせていただきます。
住田学務課長	お手元の表をごらんいただきたいと思います。５月１日現在の学校基本調査の数値がまとまりましたので、報告をさせていただきます。４月の教育委員会では、４月の学級編制の際の児童数等を報告いたしましたが、そのときの数値とは転入、転出等で多少動いておりますけれども、全体の傾向は変わっておりません。 １番の表ですけれども、通常学級の小学生につきましては、昨年度に比べて３４６人減って３万５，０４８人、中学生のほうは、前年に比べて１０２人減って１万６，２１９人となりました。 ２番の表につきましては、１学級当たりの平均の児童生徒数を出しております。平均すると小学校は１学級当たり３０．７人、中学校は３５．７人となっているところであります。 ３番の表につきましては、過去５年間の小学生、中学生全体の数の推移を載せさせていただいているところであります。小学生のほうは６年連続減少をしているということで、中学生のほうは１０年以上わずかな増加をしていたところですが、今年度、ここ十数年で初めて前年度に比べて減ったというような傾向になっているところであります。報告は、以上でございます。
教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それではなければ、ただいまの報告事項を了承させていただきます。 次に、小学校選択制リーフレットの配布についての報告をお願いします。
学 務 課 長	来年度入学用の小学校選択制のリーフレットができ上がりましたので、報告をいたします。このリーフレットは例年と同じように、区内の保育園、幼

	稚園、認証保育所などにいる５歳児に配布されるものであります。リーフレットの中では、各学校の受け入れ数や学校の公開日の日程などを掲載しているところであります。小学校選択制については７月に希望調査を行って、９月に抽せん会を行う予定となっております。 なお、中学校の選択制については７月にリーフレットを発行する予定となっております。
教 育 長	ただいまの報告につきまして、質問、ご意見ございますでしょうか。前回、このカラー版ではないものは、たしかお配りしたのでしたよね。
学 務 課 長	それと広報えどがわの学校公開の予定と、受け入れ人数の一覧についてもごらんいただいていると。
教 育 長	きちんとした物ができたから、今日、お配りしたという形ですね。
学 務 課 長	このリーフレットができたということです。
教 育 長	よろしいですか、ただいまの報告事項を了承させていただきます。 次に、平成２７年度チャレンジ・ザ・ドリーム実施校についての報告をお願いします。
指 導 室 長	平成２７年度、チャレンジ・ザ・ドリーム実施校について報告をいたします。別紙に一覧がございます。中学校、全校載っていると思いますが、実施の月ごとに学校名、開始日、それから終了日の一覧を載せさせていただきました。
教 育 長	このことにつきまして、質問、ご意見ございますでしょうか。
上 野 委 員	実施期間は５日とかと今まで言っていましたけど、一律５日なのですか。
指 導 室 長	５日間でございます。
上 野 委 員	いい企画だし、充実しているわけですけど、５日間やるということは大変だったと思うのですが、効果としたら、もう少しやったほうが効果がいい。みんなの判断、続けてやるのではなくて、どこでも全国やっていないでしょ

	う、これだけのことは。
指 導 室 長	なかなか５日間やっている自治体は、少ないかと。
上 野 委 員	私は立派だと思うのだけど、できたら工夫して、もう少し増やせられたら。受け入れ先の事業所、そちらのほうに対するご理解が、その辺の工夫は何か、苦労とかみたいなのはどうなのですか。
指 導 室 長	委員おっしゃったように、まさに事業所さんの大変なご協力のものと実施されているものでございますが、さまざまなご案内を出したり、このようなことができているのですけども、いろいろな関係機関を、商店会長さんとかさまざまなところを願いながら、ご理解をいただいて。
教 育 長	これを始めたときに、私、産業振興課長だったので、１１年前に。これができているのは江戸川区と商店街の話もしましたが、それから工場会、農業、伝統工芸等々を含めまして、つき合いが深いということがあって、５日間できているのではないかと考えております。そのあたりが、あるかと思っております。３日間ぐらいやっているところが多いのではないですか。
上 野 委 員	３日間ぐらいが多いでしょう。
教 育 長	お話聞きますと、３日目から変わるということを聞きますので、５日間というのは非常に。
尾 上 委 員	まず一つは、行事が１０、１１月、１月、２月と４カ月間、頭のほうにはないですね、中学２年生が対象でしたか。 この期間が学校の行事とか子どもの成長とかということで一番よくて、こういう期間にしているのかなと、そういうふう思うのですけど。 あともう一つは、この期間に、例えば１０月ごろに事業所のほうに子どもたちを受け入れて、例えば年が変わって１月、２月受け入れるとか、そういうところはないのですか、例えば年間１回だけ受け入れていただくという形になっているのでしょうか。
教育推進課長	私も区の施設を持っていたことがあって、当時は期間、学校が変わって何回も来ますので、受け入れ側としては１回だけではなくて、いろいろな。

教 育 長	何回も。
松 原 委 員	ちょうど１０年目ぐらいになるのですよね、かなりいい方向に進化しているなというのが率直な気持ちであります。 根拠なんですけど、ごらんになってわかると思うのですが、日にちが例えば１１月にこれだけ１０校以上入っていますよね、１月にこれだけ入っていますよね。これは草創期のときには校長会、全部ずらしたのです、全部、ぶつからないように。調整会議を開いて、その調整会議は教務主任がメインになりながらやったのですけれども、これだけ、今、教育長がおっしゃったように、受け入れ先が対応してきているということで、すばらしい発展だなと、日程だけ見ても。
上 野 委 員	効果というのは、子どもたちが社会を生の目で見ると、特に経済活動。そういう面があるのですが、私は中学生ぐらいの場合の教育効果としては、主にお父さん、お母さんが働いています、うちのお父さん、お母さんは職場に行っていると、こんなに一生懸命仕事しているのだと、そういうことを痛感して、お父さんが飲んで帰ってきたり、ごろっとなってテレビ見たり、余り尊敬していなかったみたいなのが、見直すというのです。そういう効果が、私は効果あるなと。 それから事業所で、どういう事業所に安全性と、いわゆるお客さん、消費者に対して、すごく気を遣っているなということも痛感するのです。自分がお客の立場、消費者の立場で、中では、こんなに真剣にやっているのだというようなことですよね。 それから、理屈っぽくなりますけど、分業社会の中でのどんな仕事でも、みんなそれなりの役割分担しているということが勘でわかるというようなことで、教室での知識教育、教養、教育を非常に倍加するという、そういう何かいい運動としては、これは国でも、例えばすすくスクール何かが評価されていますが、考えようによっては、それ以上に今の教育の一番のてっぺんみたいなものをこれは補っていく、あれではないかなというようなことで、もう少し認識でしたら、回数増やしたほうがいいのではないかなという気さえするんです。
教 育 長	ご意見いただきました。 他によろしいでしょうか、この件ではいろいろご意見おありかと思います

	が、今日は報告ということでございますので、この件につきましては、このように了承させていただきます。 次に、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。
指 導 室 長	教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お手元に横判の申請一覧をごらんになっているかと思いますが、行事名は知的障がい児、自然体験、森へ行こうよツアー２０１５でございます。申請者でございますが、ＮＰＯ法人くるーんｎｅｔでございます。教育委員会の後援は３回目となります。事業の目的でございますが、知的障がい児とその家族が自然体験を通じて豊かな感性の習熟を図ることを目的としております。実施の日時でございますが、２回でございます。１回目が宿泊を伴いますが、７月３１日（金）から８月１日（土）、こちらが群馬県みなかみ町で行います。２回目が９月２７日、これは１日でございます。水源の森とかで行われます。費用の徴収が、１回目が大人１万３，５００円、小学生以下が１万１，５００円、２回目は参加費が３００円ということでございます。 ２枚目が企画書でございますので、こちらのほうにさらに詳しく事業の目的、意義でございますとか活動内容が記載されております。
教 育 長	ただいまの報告についてご質問、ご意見ございますでしょうか。
尾 上 委 員	日帰りの水源の森、他と書いてありますが、これは水源の森というのは入っているのかしら、場所は、どちらになりますか、群馬県ではないですね。
指 導 室 長	篠崎ビオトープで、区内です。
尾 上 委 員	ここに書いてありますね、江戸川河川敷。ここですね、ありがとうございます。すみません。
石 井 委 員	すごく細かな文言なのですが、ひっかかるところはひっかかってしまいますので。事業目的、意義等についての１行目の途中からなのですが、「知的障がい児とそこそご家族を自然の中で活動させることにより」、「させる」という文言について、お考えいただければと思います。
教 育 長	そこそご家族が、「自然の中で活動することにより」ですかね、そういうことですね。恐らくこれは、向こうで出してきたものかとは思いますが、そのと

教 育 長	ころは少し、このNPO法人のくるーんnetさんのほうに、そういうふうになったということでお話しさせていただきます。 他に、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 では、この件につきましては、今のところご意見としてお話しして、報告事項を了承させていただきます。 次に、都内公立学校における体罰の実態把握について、室長のほうから報告をお願いします。
指 導 室 長	都内公立学校における体罰の実態把握について、報告をいたします。こちら、東京都教育委員会のほうが公表した物でございます。横判でとめてある物がございますが、昨年度1年間の体罰について調査をした結果の公表でございます。内容につきましては、小学校・中学校・高等学校の学校別、それから体罰等の様態といたしまして、体罰、それから不適切な行為、あるいは指導、結果として指導の範囲内であったということで、三つの様態で修正しております。 それから、最終的には後ろから2枚目に体罰が行われた学校ということで、2枚目の表の5番ということで、(1)が都立学校、その裏面に(2)として小・中学校ということで、一覧で載っております。この一覧のように内容は学校名、それから体罰が行われた場所、それと行為者、その学校の件数と傷害の有無、悪質性、危険性ということで印がついている一覧でございます。 この一覧の中で傷害の有無あるいは悪質性、危険性のところに黒丸になっているところにつきましては、別紙、最後の1枚のところでは抽出されて、その事案の概要についても合わせて掲載しているところでございます。
教 育 長	ただいま報告いただきましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	1ページ目の真ん中あたりの体罰等の対応というところがございます。その(3)に指導の範囲内というのがあるのですが、これが出てくる背景として私が考えたことは、例えば先生が、あることを行う、私、体罰をしてしまったかなというようなことで申告をする。あるいは生徒児童が先生から受けた事柄を体罰と認識をして届け出るという、その二つがあらうかと思

	うのですが、届け出られた後で教育委員会でもって精査をして、これは指導の範囲内ですよという、そういうことになったということによろしいですか。
指 導 室 長	東京都教育委員会で正確な聞き取り等を行いまして、最終的に東京都教育委員会が、このように認定したものでございます。
石 井 委 員	続いて、質問なんですけど、それって先生の側が言ったことが、出したことが多いのか、それとも児童生徒側から出てきたこと、最終的に指導の範囲内ですよとなったことが多いのか、そのパーセンテージといいましょうか、そこら辺はおわかりになりますでしょうか。
指 導 室 長	それは申告者のこと。
石 井 委 員	はい。
指 導 室 長	申告者の割合につきましては、こちらとしては全都の様子は把握しておりません。公表されておられません。
石 井 委 員	ありがとうございます。
上 野 委 員	今、石井委員のおっしゃった点なんですけど、一番下のほうに米印1で平成25年度に作成した体罰関連行為のガイドラインで示された体罰分類基準に基づくという、東京都の教育委員会のほうで検討してできているもので、私も随分詳しく読んだのですが、今までの体罰に関する沿革を見ると、相当厳格になって、私は進化したと思うのですが、それでも、まだ私なんかの考えだと2とか3というものについて、少し緩やかだと思うのです。その限界というものは、現実に難しいと思うのです。 具体的にいろいろ事例を見ますと、教育目的のためだったのだけど、手段が少しという問題よりも、外形から言うと教育的目的だと言って自己弁護できるようなのだけど、やってしまったときというのは感情的になってやっている場合が大分部分なのです。親が子どもにする場合もそういうことがあるではないですか。教育目的なのだと言ったのだけど、実際は瞬間的に感情でもってやってしまう。これは目的も教育ではなくなっているわけです。 そういうあたりからもう少し反省して、教職員に周知徹底させないと、体罰は根本的にはなくならないのではないかなと。だけど、随分減ってきてい

松 原 委 員	ますよね。特に２５年のガイドライン出てからは。いい傾向だと思うのです。 １点だけ確認をしたいのですが、表の２のところの指導の範囲のところ、中学校で７７人と記載されていますよね、この７７は（１）（２）には入っていないという認識でいいのですよね。
指 導 室 長	そのとおりです。
松 原 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	私どものほうも校長会等々を通じて、体罰のゼロに向けてかなり徹底しているということでございますが、そのように、またお話をしたいと思っております。 それでは他になれば、この報告事項について了承させていただきます。 もう１件ございます。自然体験教室の開催についての報告をお願いいたします。
指 導 室 長	自然体験教室の開催について報告をいたします。次の横判の保護者の皆様へというのをごらんいただいて、教育研究所の主催でございます。自然体験教室のお誘いという保護者向けのプリントでございますが、こちらで概要がわかるかなと思います。日程につきましては、７月２８日から２泊３日、場所は南魚沼市でございます。対象は区内在住の小学校４年生から中学３年生の不登校または不登校傾向にある児童生徒ということです。参加費は、個人の参加費は５，０００円ということで、定員が３０人となっております。
教 育 長	ということで今、対象のお話をさせていただきましたが、このような子どもたちに対しての自然体験教室ということでございます。何か質問、ご意見ございますでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは他になれば、ただいまの報告事項を了承させていただきます。 以上をもちまして、平成２７年第１０回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午前１１時４５分